

論文批評

『生成 AI の特許実務への利用可能性に関する検討』

対象：令和 6 年度特許委員会生成 AI ワーキンググループ（鷲見浩樹ほか）

掲載：『パテント』2026 年 7 月号、Vol.79 No.7、68～80 頁

批評基準日：2026 年 9 月 7 日

GPT-6 Astra

実務上の着眼点を示す探索的報告として価値がある。

ただし、正確性・効率化・実務適合性の実証には追加検証が必要である。

総合評価

本論文は、出願から中間処理、異議・無効、特許分析、教育までを 10 事例で取り上げ、生成 AI の利用可能性と限界を具体的に示している。成功例だけでなく、誤記検出の不足、不完全な補正案、薄いクレームレビューを記録し、専門家による検証を前提とした点は評価できる。特許実務家が試行を始めるための入口として有益である。

一方、読みやすく情報量の多い回答が得られたことと、法的・技術的に正しい成果が得られたことは区別すべきである。掲載範囲では、比較条件、評価基準、反復回数、検証・修正を含む総所要時間が十分に示されていない。したがって、本論文の証拠が支える中心的結論は「補助的に使える場面がある」という可能性の提示であり、特許実務全般の高精度化や省力化の確立ではない。

評価軸	評価	判断の要点
問題設定・実務的意義	高い	業務工程に即した 10 事例と失敗例の提示
研究の再現性	補強が必要	条件・全対話・採点手順の公開が限定的
精度・効率化の立証	限定的	正解基準・比較測定・総工数の不足
現行業務への適用	再検証が必要	モデル更新と運用条件の影響を分離できない

評価は本批評の定性的判断であり、原論文による自己評価ではない。

批評の範囲と読み方

添付 PDF の全 13 頁を対象とする。以下の「原論文〇頁」は誌面の 68～80 頁を指す。会員限定の詳細報告書・別紙は確認していないため、検証の記載がないことを、検証自体が行われなかった証拠とは扱わない。また、本批評で AI 実験を追試したわけではない。外部資料との照合は、主要な法的論点に絞って行った。原論文の観察結果、本批評による評価、今後の提案を区別して記す。

研究の意義と、結論を支える証拠の限界

評価できる三つの点

第一に、業務を具体的な作業へ分解した点である。「特許業務に AI を使えるか」という大きな問いを、誤記検出、記載生成、阻害要因の探索、外国文献の対応箇所検索などへ落とし込んだ。とりわけ、事例 5 の段落対応や事例 10 の教材作成は、実務家が日常の負荷を理解しているからこそ選べる題材である。

第二に、失敗や留保を率直に示した点である。誤記検出は 14/35、外国文献の段落対応には誤り、補正案は不完全・冗長、教育用レビューは不十分と報告している。事例 7 では、候補を多く挙げると確認負担が増すこと、審決を参照している可能性も指摘している。AI を過大評価しない姿勢は、本論文の重要な長所である。

第三に、入力資料、判断基準、出力形式の明確化と専門家による検証を、業務横断的な条件として抽出した点である。ただし、これらは有望な実務上の原則であり、それぞれの効果の大きさを比較実験によって確かめた結果とまではいえない。〔原論文 68～80 頁〕

「10 事例」は、10 種類の業務を扱ったという意味である

業務の多様性は広いが、各業務について複数分野・難易度・文書長を十分に比較したことは、掲載範囲からは確認できない。10 事例という数を、統計的な精度評価に耐える標本数と受け取るべきではない。探索的な活動報告に大規模実験を要求する必要はないが、一般化の範囲は明確に限定する必要がある。

再現性と効率化を分けて評価する

使用モデルの厳密な識別、実施日時、利用プラン、検索機能の有無、会話履歴、添付ファイルの処理方法、試行回数、採用出力の選び方、評価者数と専門性がそろえば、第三者が結果を検討しやすい。誌面の「ChatGPT-4」という記載だけでは、実験条件の特定には十分でない。

また、効率化は回答までの速さだけでは測れない。資料整形、入力、原資料照合、誤りの修正、最終承認まで含む総工数を、同程度の品質に達した人手作業と比較すべきである。専門家が確認するという前提を置くなら、その専門家の作業時間も測定対象に含める必要がある。

時点の異なる記述を混ぜない

原論文は 2024 年 12 月時点の検討等を含み、2026 年 3 月のモデル性能に関する期待にも言及する。古いモデルを使ったこと自体は欠点ではなく、記録としての価値がある。問題は、過去の観察と後の性能向上への期待を一つの実証結果として扱うことである。新しいモデルなら改善している可能性は、同一課題の再評価で検証すべき仮説として記すのが適切である。〔原論文 70、72、80 頁〕

出願・国内中間処理の事例をどう評価するか

事例 1：誤記検出－40%の意味を限定する

35 箇所の導入誤記のうち 14 箇所を検出したという報告は、見逃しの多さを具体的に示している。ただし、40%は既知の誤記に対する検出割合であり、正確性全体を示す指標ではない。誤検出の件数、誤記の種類別の内訳、誤って修正した場合の影響は別に評価する必要がある。〔原論文 69～70 頁〕

「Word のスペルチェックの方が有用」という記述は、筆者らも印象として述べている。比較測定の結果ではないため、そのままツールの優劣に一般化できない。同じ誤記を用い、人、Word、AI、符号・用語を照合するルール処理を比較するとよい。通常の誤字と、構成要素・符号の取り違えは分けて採点し、AI が人の見逃しを補うかも測るべきである。

事例 2：明細書の記載生成－もっともらしさと開示の妥当性

請求項、課題解決手段、実施形態の導入を与え、構成要素の説明を作らせる方法は、起草支援として合理的である。しかし、原論文自身が、出力の図 3 の内容、符号、材質は参照公報と異なると述べている。創作的な展開を求める場面では差異に価値があり得るが、既存の発明内容を正確に記述する作業では確認対象となる。技術的に一見矛盾しないことだけでは、出願書類としての適切さは保証されない。〔原論文 71 頁〕

評価には、入力に根拠がある記載、技術常識による補充、AI が新たに提案した仮説を区分する仕組みが必要である。出願前の記載生成では、発明者への確認、実施可能性、実験・測定事実の有無を確かめる。既出願案件の補正として使う場合には、これに加えて当初明細書等との関係を審査する。出願前の案と出願後の補正では、許容される作業が異なる。〔資料 2・3〕

また、出力が公報と異なることから、その公報を参照していないと推定する論理は弱い。参照していても改変や誤りは生じ得る。事例 3 の「URL や番号から内容を取得できない」という観察も、学習データに含まれないことの証拠にはならない。取得・参照の挙動と学習履歴は区別すべきである。

事例 3：応答方針－最優先は補正の根拠確認

本文を直接与えると要約・分析が可能になったことは、有用な実務上の知見である。一方、表 4 の回答は、劣化状態や温度を考慮した制御、センサー技術、通信技術などの追加を提案する。問題は抽象的であることだけでなく、出願当初の記載から許される補正かが示されていないことである。〔原論文 72 頁〕

補正案ごとに「追加する構成」「当初の根拠段落・図」「引用発明との差異」「拒絶理由を解消する理由」を対応させる必要がある。根拠が確認できない案は、新たな発明の検討案として分ける。掲載された入力省略されているため、本批評では個々の案が新規事項に当たるとは断定しないが、適法性の確認が欠けた出力を、実務で採用できる補正案として評価することはできない。〔資料 3〕

阻害要因の探索と外国文献の対応箇所検索

事例 4：判決の論理と、AI の回答の距離

「電気絶縁ケーブル」事件について、原論文は AI が取り扱いの容易さの喪失を挙げたことを、裁判で認定された阻害要因を発見するきっかけと評価している。この控えめな結論は妥当である。もっとも、AI が判決の論理まで再現したと受け取ることはできない。〔原論文 72～73 頁〕

知財高裁令和 4 年 5 月 31 日判決・令和 3 年（行ケ）第 10082 号の公式判決要旨によれば、引用発明は既に別の手段で線心の取り出しを容易にしている。そこにテープを追加すると、シースに加えてテープも除去する工程が必要になり、作業性を損なう。さらに、その不利益を受け入れる技術的意義を示す記載もない、という具体的な構造が判断を支えている。〔資料 4・2 頁〕

これに対し、掲載 AI 回答は「テープ部材が取り扱いに不適切な形状や材質であれば」という条件付きの一般論である。判決が問題にした除去工程の増加とは、説明の焦点が異なる。電圧降下・ノイズ影響の喪失も列挙しているが、その根拠の妥当性は掲載範囲では確認できない。適切な論点の一つ含まれることと、不適切な論点を排除できることは別の性能である。

専門家の誘導がある支援と、独立した発見を区別する

表 5 の質問は、主引用発明の効果が失われるかを明示的に問うている。これは判断基準を与える有効な実務支援であり、直ちに不適切な誘導というわけではない。しかし、評価すべきなのは「専門家が観点を与えた後の探索支援」であって、「AI が自力で阻害要因を発見した能力」とは分ける必要がある。

追試では、結論を示さない質問、判断基準だけを与える質問、効果喪失へ焦点を絞る質問を比較するとよい。出力には引用箇所と、適用前後の構造・作用の変化を要求し、反対の結論を支える事情も挙げさせる。成功例に加え、阻害要因が認められない事例を含めれば、過剰な肯定を測定できる。

事例 5：段落対応－誤りの機序を示した点が有益

特表 2003-510162 号と外国ファミリー文献の対応箇所を検索し、段落 0008 について、類似表現を含む段落 0004 に対応する部分を誤抽出したという報告は示唆的である。類似した定型文が多い特許文献で、表層的な一致に引きずられる問題を具体化した。〔原論文 73～74 頁〕

ただし、AI が九つに分割した出力単位と、日本語の段落単位は同一ではないため、単純に「8/9 の精度」と読み替えるのは避けるべきである。文・節・段落のどの単位で一致を採点するか、範囲の過不足をどう扱うかを定義し、ページ・行番号付きの対照表で検証する必要がある。さらに、ファミリー関係にあっても文献の版や出願経過による差異があり得るため、語句の対応の正確性と、法的に同じ開示が存在することも分けて確認すべきである。

米国応答と異議・無効の事例に残る課題

事例 6：情報量の多さは、法的分析の質を保証しない

引用文献と本願の関係部分を要約し、拒絶理由を入力して反論点と補正案を作る工程は、複雑な作業を段階化する試みとして評価できる。しかし、原論文は十分な情報量が出たことを有用性の根拠の一つとしており、出力の正確さ・重要論点の網羅・誤反論の排除について、独立した採点は掲載範囲では確認できない。〔原論文 74～75 頁〕

米国の BRI は、明細書と整合する最も広い合理的なクレーム解釈に関する基準である。35 U.S.C.103 の非自明性判断では、それとは別に、先行技術の認定、相違点、組合せ・変更の理由付け等を検討する必要がある。MPEP 2111 への適合を中心に据えただけでは、103 条の分析全体を尽くしたことにはならない。〔資料 5・6〕

掲載回答の「明示的な開示の欠如」は、検討の入口としては有用である。ただし、各文献に完成形のすべてが明示されていないことだけで、組合せによる非自明性の拒絶を排除できるわけではない。どのクレーム限定が、どの証拠と理由付けによって充足されるとされているかを特定する必要がある。原英文を省いて機械翻訳だけを掲載しているため、法律用語や技術用語の訳が評価へ与えた影響も追跡しにくい。

改善には、クレーム要素、審査官の認定、引例の根拠、AI の反論、専門家の採否を対比する表が有効である。また、事前要約によって重要な限定や例外を落とす危険があるため、最終判断時には原文へ戻る。本批評では元のオフィスアクション一式を照合していないため、当該拒絶の可否自体は判定しない。

事例 7：結論を与えるプロンプトでは、診断能力は測れない

表 8 は、訂正後の請求項が実施可能要件に違反し、特許が無効であることを説明するよう指示している。この方法は、無効を主張する立場からの論拠候補作成には使える。しかし、要件違反があるかを中立的に診断する能力の検証にはならない。依頼された結論に沿って、もっともらしい欠陥を並べる方向へ働き得るからである。〔原論文 75～76 頁〕

さらに、掲載 AI 回答は請求項に成分の種類・製造方法や測定条件がないことを問題にしている。実施可能要件は、発明の詳細な説明と出願時の技術常識を踏まえて、当業者が請求項に係る発明を実施できるかを検討するものであり、請求項にすべての実施条件を書くことを求めるものではない。全文から欠如を認定したのか、請求項だけの不足を挙げたのかを区別すべきである。〔資料 2〕

原論文が審決参照の可能性と検証負担の増加を自覚している点は評価できる。ただし、審決と同じ項目を最上位に挙げたことだけでは、独立した推論能力や総工数の削減は証明されない。判決・審決を与えない条件と与える条件、違反が認められない事例、反対当事者の応答を組み合わせ、引用資料の実在性と関連性も採点すべきである。なお、当該特許の取消理由に関する本批評の記述は原論文の報告に基づき、審決原文の独立照合は行っていない。

特許分析の事例は、母集団と集計の検証が鍵

事例 8 : 2024 年出願・同年 12 月時点の公開資料という偏り

対象は、FI「G08G 1/16 C」に属し、2024 年に出願されたもののうち、同年 12 月 9 日時点で取得した公報 80 件（特許 78 件・実用新案 2 件）とされる。この条件を明示した点はよいが、当該分野の 2024 年の出願全体を代表する母集団とは扱えない。〔原論文 76～77 頁〕

通常の特許出願公開には出願日等から 1 年 6 月という時間差がある。そのため、同じ年のうちに公開資料から把握できる出願には、優先権・分割・早期公開等に関する偏りが入り得る。80 件の内訳を確認しなければ偏りの程度は分からないが、対象が偏る可能性は分析上の重要な制約である。出願日・優先日・公開日の区別を明示し、公開の時間差を考慮した期間設定と、特許・実用新案の別集計が必要である。〔資料 7〕

大量のファイルを投入したことと、全件を参照したこと

原論文は約 244 万文字のテキストファイルを使用したと記す。しかし、ファイルの受理、全公報の抽出、必要箇所の検索、回答への反映は別の段階である。全文がどのように処理されたかが示されていないため、80 件が均等に分析されたとは確認できない。逆に、文字数だけを根拠として読み切れなかったと断定することもできない。

公報ごとの取り込み確認、文献番号と段落の出典付与、入力資料なしの回答との比較を行えば、出力が当該母集団に由来するかを評価しやすい。「今後の技術トピック」の網羅的な列挙は発想支援として有益でも、予測精度の検証とは異なる。後の出願・技術動向との時系列比較がなければ、位置付けは「将来仮説の生成」にとどめるのが適切である。

事例 9 : 高精度とする結論には、掲載表の内部にも疑問が残る

1,889 件の CSV からドローン分野の上位 5 社を分析する発想は、競合把握の入口として実用的である。しかし、頻出語の抽出と、企業の技術的特徴の解釈は別の工程である。表 10 には語ごとの頻度・分母・正規化方法がなく、「短時間で精度の高い」比較ができたという結論を検証しにくい。〔原論文 77～78 頁〕

具体的には、表 10 の企業 D のキーワード列で「制御」が 2 回現れ、10 項目に対して異なる語は 9 種類である。掲載表上の重複は確認できるが、元の出力の重複か編集上の誤記かは分からない。それでも、集計結果の確認が必要なことを示す。また、農業・物流を挙げて各社が「環境を意識した応用」を扱うとする推論も、環境配慮の意味であれば、掲載情報だけでは根拠が不足する。

共同出願の数え落としを著者らが指摘した点は重要である。これに加え、名寄せ、共同出願の配分、公開・登録公報の重複、ファミリーの数え方を固定し、表計算やコードで再現可能な集計を行うべきである。企業の特徴付けには代表公報を付す。出願件数や要約の語だけで、権利の強さ、事業競争力、侵害リスクまで判断することはできない。

教育とガバナンスを、実務で機能する形へ

事例 10：教材作成は有望だが、正解を一つに固定しない

特許公報から請求項の表現を隠し、発明説明とドラフティング課題を作らせる方法は、教材準備の省力化として有望である。追加質問を通じてヒアリングを模擬できる点もよい。一方、掲載例だけでは、受講者のドラフティング能力が向上したことまでは確認できない。〔原論文 79 頁〕

元の公報の請求項は、唯一の模範解答ではない。出願時点の方針や審査経過、権利化目的によって記載は変わり得る。公報との文言一致より、発明の本質、必須構成、不要な限定、記載根拠、明確性、権利範囲と事業対象との関係性を採点すべきである。複数の合理的なクレーム案を許容し、AI レビューと指導者レビューの違いを比較するとよい。

ガイドラインの引用は、秘密情報という条件を明示する

原論文が秘密保持、著作権、依頼者との合意に触れたことは適切である。ただし、80 頁の「学習の有無によらずクライアントに合意を取るべきである」という紹介には、ガイドラインの適用条件を併記した方が正確である。

日本弁理士会の 2025 年 4 月ガイドライン第 4 章第 4 節は、クライアントから得た秘密情報を生成 AI に入力する場合を対象として、学習利用の有無にかかわらず合意を求めている。原論文も秘密情報の文脈で述べているため直ちに誤りとはいえないが、引用部分だけを読むと、公開資料の処理も含むあらゆる AI 利用で個別合意が必要との誤解が生じ得る。ガイドラインの提言、契約上の義務、法令上の要請は区別して説明すべきである。〔資料 8・8 頁〕

「専門家が確認する」を、確認可能な作業へ落とし込む

責任を持つべき者を示すだけでは、品質は安定しない。例えば明細書案では発明者による技術事実の確認、中間処理では各主張と原資料の対応確認、補正では当初記載との対照、分析では集計値の再計算というように、成果物ごとに確認項目を定める必要がある。確認者、確認済みの範囲、未解決事項、最終版を記録することで、後の監査や再検討にも耐えられる。

学習に使われない設定だけで、秘密保持や情報管理の問題がすべて解消するわけではない。利用契約、保存・削除、閲覧権限、依頼者の制限、外部連携先への送信範囲を、案件の情報区分に応じて確認する。本論文の注意喚起を、導入時の運用設計へ発展させるための提案である。

知財実務として、権利と事業への影響まで評価する

生成された文章の完成度や作成速度に加えて、その案を使うと保護すべき製品・技術が残るか、不必要な限定で権利範囲を狭めないか、後の補正余地を確保できるかを見る必要がある。候補を増やした結果、意思決定の質が上がったのか、それとも確認対象だけが増えたのか。特許実務への利用可能性を判断するには、この差を評価の中心に据えるべきである。

改善の優先順位と、最終的な評価

最優先：結論の強さを、確認された事実に合わせて

事例 6 は情報量ではなく専門家が採用できた反論の割合で、事例 8 は予測能力ではなく仮説生成として、事例 9 は高精度の実証ではなく要約・比較の試行として位置付ける。特に表 10 の重複と、ガイドライン引用の条件を点検する。これは本論文の価値を弱める修正ではなく、読者が適用範囲を誤らないための修正である。

次の検証：代表的な三業務から、比較条件を固定する

全 10 事例を一度に大規模化する必要はない。例えば誤記検出、補正案作成、企業別特許分析を選び、現行の人手・既存ツールによる作業と、AI を組み込んだ作業を同条件で比較する。文書の難易度をそろえ、作業順序による慣れの影響を抑え、評価者には可能な範囲で作成方法を伏せる。まず小規模な試行で誤りと工数のばらつきを把握し、必要な追加件数を決める。

測るべきなのは、採用できる出力の割合、重要事項の見逃し、根拠のない追加、確認・修正を含む総工数である。補正案は新規事項や不必要な限定を、集計は実数との一致を別項目で評価する。重大な法的・技術的欠陥を含む高速な回答を、時間短縮の成功例として数えてはならない。

再利用可能な検証資料を整える

入力資料の版、全プロンプト、途中の修正、全出力、評価基準、実行条件、処理ログを保存する。判決・審決が既知の事例は、検索の有無と正解情報の与え方を明示する。公開できない資料についても、匿名化した代替事例、採点表、失敗例の分類を共有すれば、再現性を改善できる。モデル更新後は同じ課題を再実行し、モデルの改善と手順の改善を分けて比較する。

原論文の結論を、より厳密に言い換えるなら

以下は原文の引用ではなく、本批評による修正文案である。

本検討では、選定した特許実務の事例において、生成 AI が下調べ、論点候補の抽出、記載案及び教材の作成等を補助し得ることが示唆された。一方、掲載した検討からは、実務全般における精度、検証・修正を含む総工数の削減、補正等の法的適合性を一般的に確立したとはいえない。利用に当たっては、入力資料との対応を追跡できる形で成果を検証し、業務ごとに採用基準を定める必要がある。今後は、条件を明示した比較検証とモデル更新時の再評価を行い、適用できる範囲を明らかにすることが望まれる。

結語

本論文は、実務家が具体的な業務で AI を試し、限界まで記録した資料として読む価値がある。次に必要なのは、根拠の追跡と、検証負担を含む品質・工数の測定である。生成された案の採用が権利と事業にどう影響するかを判断できて初めて、本論文の示した利用可能性は、持続的な実務上の価値として確立される。

対象論文・主要な照合資料

本文の原論文頁は資料 1 の誌面頁、資料番号は以下に対応する。外部資料の確認日：2026 年 9 月 7 日。
リンクは公開された一次資料の所在を示す。

〔資料 1〕 令和 6 年度特許委員会生成 AI ワーキンググループ（鷲見浩樹ほか）「生成 AI の特許実務への利用可能性に関する検討」『パテント』Vol.79 No.7、2026 年 7 月、68～80 頁。添付 PDF 全 13 頁を精読。

原論文・公開 PDF

〔資料 2〕 特許庁「特許・実用新案審査基準」第Ⅱ部第 1 章第 1 節「実施可能要件」（特許法第 36 条第 4 項第 1 号）。実施可能要件の評価対象と当業者の技術常識を照合。

特許庁・発明の詳細な説明の記載要件

〔資料 3〕 特許庁「特許・実用新案審査基準」第Ⅳ部第 2 章「新規事項を追加する補正」（特許法第 17 条の 2 第 3 項）。当初明細書等との関係における新たな技術的事項の基準を照合。

特許庁・新規事項を追加する補正

〔資料 4〕 知的財産高等裁判所・令和 4 年 5 月 31 日判決、令和 3 年（行ケ）第 10082 号「電気絶縁ケーブル」事件。公式判決要旨、特に 2 頁の相違点 3 の判断を照合。

裁判所・公式判決要旨（2 頁）

〔資料 5〕 USPTO, MPEP §2111, “Claim Interpretation; Broadest Reasonable Interpretation.” BRI と明細書の関係を照合。

USPTO・MPEP 2111

〔資料 6〕 USPTO, MPEP §2141, “Examination Guidelines for Determining Obviousness Under 35 U.S.C. 103.” 非自明性判断の枠組みと理由付けの必要性を照合。

USPTO・MPEP 2141

〔資料 7〕 特許庁「公報に関して：よくあるご質問」及び用語解説「公開起算日」。出願公開の通常の間差と起算日を照合。

特許庁・公報に関する FAQ

〔資料 8〕 日本弁理士会「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」2025 年 4 月、第 4 章第 4 節（8 頁）及び第 5 章（8～9 頁）。秘密情報入力時の合意と出力確認の記載を照合。

日本弁理士会・ガイドライン（2025 年 4 月）

資料 7 補足：特許庁・公開起算日の説明

照合の限界：特許庁の一部ページは本文取得が制限されたため、同庁公式ページの検索表示で該当記載を確認した。原論文の全 10 事例について、公報・審査経過・審決原文を個別に網羅照合したものではない。特に事例 2・3・6・7 の個別案件の当否は判定せず、掲載情報が支える結論の範囲を批評した。